

資料 2

○寒川町営さむかわ庭球場の設置、管理等に関する条例

平成13年3月28日

条例第10号

改正 平成24年12月14日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、寒川町営さむかわ庭球場の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 体育の振興を図り、町民の心身の健全な発達に寄与するため神奈川県企業庁の施設を借り上げて、寒川町営さむかわ庭球場(以下「庭球場」という。)を寒川町宮山4014番地に設置する。

(使用することができる者)

第3条 庭球場を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内の事業所等に勤務する者
- (3) その他町長が適当と認める者

(平24条例15・一部改正)

(使用の許可)

第4条 庭球場を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(平24条例15・一部改正)

(使用の制限)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないことができ

る。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利又は宣伝を目的とするとき。
- (3) 庭球場の施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他町長が不相当と認めるとき。

(平24条例15・一部改正)

(使用料)

第6条 庭球場を使用する者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(平24条例15・一部改正)

(使用料の減免)

第7条 公用又は公益のために庭球場を使用する場合において、町長は、特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平24条例15・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第8条 町長は、庭球場の使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条第1項の許可を取り消し、又は庭球場の使用を中止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) その他町長が必要と認めたとき。

(平24条例15・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、庭球場の管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

(平24条例15・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、庭球場に関する規定(庭球場の使用許可手続及び使用料の徴収については除く。)は、平成13年5月1日から施行する。

(寒川町立一之宮庭球場の設置、管理等に関する条例の廃止)

- 2 寒川町立一之宮庭球場の設置、管理等に関する条例(昭和55年寒川町条例第13号)は、廃止する。

附 則(平成24年12月14日条例第15号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(寒川町営さむかわ庭球場の設置、管理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の寒川町営さむかわ庭球場の設置、管理等に関する条例の規定によりなされた許可等の処分その他の行為は、改正後の寒川町営さむかわ庭球場の設置、管理等に関する条例の規定によりなされた許可等の処分その他の行為とみなす。

別表(第6条関係)

1 庭球場使用料

区分	単位	使用料
1面	2時間につき	1,200円

2 オートマシン使用料

単位	使用料
1回	300円